

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月1日から45年8月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和44年10月1日）及び資格取得日（昭和45年8月17日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月29日から46年1月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月1日から45年8月17日まで
② 昭和45年9月29日から46年1月10日まで

私は、昭和44年9月1日にA社に入社し、次の事業所に転職した46年1月10日まで継続して勤務していた。毎月、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、未加入となっている申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和44年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月1日に被保険者資格を喪失後、45年8月17日に再度被保険者資格を取得しており、

44年10月から45年7月までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、当時、申立人と同じ営業所において同職種の運転手として勤務していた複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間①において、A社に継続して勤務していたと認められる。

また、当時の取締役は、「申立人のように、1か月などの短期間のみ厚生年金保険に加入させる雇用形態は無かったことから、申立人も継続して勤務していたはずである。また、従業員は、勤務期間を通して全員を厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料も毎月給与から控除していた。」と述べている上、複数の同僚も、「A社に勤務していた期間は、継続して給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年10月から45年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、次の事業所の勤務開始日である昭和46年1月10日まで間を空けずに勤務しており、その間も、厚生年金保険料が控除されていたと述べているところ、当時、申立人と同じ営業所において同職種の運転手として勤務していた同僚は、「申立人は、A社を退社した後はB社に転職すると言っており、転職する直前までA社に勤務していた。」と具体的に述べていることに加え、前述の取締役及び同僚の証言から、申立人は、A社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でな

くなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年7月31日から同年10月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、7年10月から8年9月までは20万円、同年10月から9年9月までは22万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間のうち、平成9年10月1日から10年6月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月31日から同年10月1日まで
② 平成7年10月1日から10年6月21日まで

私は、平成5年12月ごろから10年6月21日までB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、申立期間②のオンライン記録上の標準報酬月額が、実際にもらっていた給与額より10万円以上も低くなっているため、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は、B社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①当時、B社に勤務していた者は、関連会社のA社において厚生年金保険被保険者となっているところ、申立人に係るオンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月21日）の後の平成7年10月6日に、申立人が同社において同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の時決定の取消処理が行われたことが確認できる上、同僚77人についても、同年10月5日又は同年10月6日に、申立人と同様、同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の時決定の取消処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間①においても法人格を有し、適用事業所の要件を満たしていたと認められる上、申立人と同様に平成7年7月31日に資格喪失した旨の処理が行われた同僚は同年9月分及び同年10月分給与明細書を所持していることから、社会保険事務所において、同社が適用事業所でなくなったとする処理、前述の資格喪失処理及び標準報酬月額の取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年7月31日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、申立人のB社における資格取得日と同日の同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における取消前のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間については、申立人に係るオンライン記録によれば、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、7年10月から8年9月までは20万円、同年10月から9年9月までは22万円と記録されていたところ、同年4月18日に、7年10月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、同僚31人の標準報酬月額も、申立人と同様、9年4月18日に、当該同僚が被保険者資格を取得した日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、B社の当時の事業主に照会を行ったところ、回答を得ることはできなかったものの、複数の同僚の証言から、当時、同社は、厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月18日に行われた訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、

7年10月から8年9月までは20万円、同年10月から9年9月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間②のうち、平成9年10月1日から10年6月21日までの期間の標準報酬月額は、前述の訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成9年10月1日）において9万2,000円と記録されているところ、当該記録については、前述の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間②のうち、平成9年10月1日から10年6月21日までの期間については、B社において、申立人と同様に前述の標準報酬月額の訂正処理が行われた同僚の所持する給与明細書によれば、当該期間のオンライン記録上の標準報酬月額は、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（訂正前に記録されていた平成8年10月の標準報酬月額と同額）より低いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た申立人の平成8年10月から9年9月までの標準報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和54年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和54年4月30日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（昭和54年3月から同年5月までは13万4,000円、同年6月は18万円、同年7月及び同年8月は17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人の申立期間のうち、昭和54年3月及び同年4月の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。また、事業主は、申立人の申立期間のうち、同年5月から同年8月までの当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月1日から同年9月中旬まで

私は、昭和54年3月1日にA社に入社し、同年9月中旬まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が1か月しか無く、また、標準報酬月額も相違している。申立期間の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の

同社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 54 年 5 月 31 日）の後の昭和 55 年 2 月 21 日付けで、さかのぼって 54 年 4 月 30 日と記録されていることが確認でき、また、同僚 13 人についても、申立人と同様、55 年 2 月 21 日付けで、さかのぼって資格喪失の処理が行われていることが確認できる。

また、前述のとおり、A社は昭和 54 年 5 月 31 日に適用事業所でなくなっているところ、i) 同社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、同日以降においても法人格を有していたことが確認できること、ii) 前述の被保険者名簿に記載されたメモによれば、同年 8 月 20 日から同年 9 月 21 日までの間に社会保険事務所（当時）から同社に対し同社社長の来所を求めるなどの電話が 9 回あり、5 人以上の従業員が電話対応したことが確認できること、iii) 申立人及び複数の同僚は、同社には、同年 9 月の時点で少なくとも 5 人以上の従業員がおり、当該時点まで事業を継続していたことを記憶していることから、同社は、申立期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断でき、社会保険事務所において、同社が適用事業所でなくなったとする処理及び申立人の被保険者資格を喪失させる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、前述の給与明細書によれば、退職月である昭和 54 年 9 月については、厚生年金保険料が控除されていることは確認できるものの、申立人は、同月末まで勤務していなかったと述べている上、給与明細書に記載されている勤務日数も他の月よりも少ないことから、同月末以前に被保険者資格を喪失したものと考えられるところ、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、厚生年金保険被保険者期間は月を単位とし、被保険者資格を取得した月から喪失した月の前月までとする旨規定されていることから、当該期間は厚生年金保険被保険者期間とはならない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 54 年 4 月 30 日に被保険者資格を喪失した旨の処理は有効なものと認められず、申立人の A 社における資格喪失日は、同年 9 月 1 日であると認められる。

なお、昭和 54 年 4 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における同年 3 月の社会保険事務所の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

他方、前述の給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（昭和 54 年 3 月から同年 5 月までは 13 万 4,000 円、同年 6 月は 18 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額から、昭和54年3月から同年5月までは13万4,000円、同年6月は18万円、同年7月及び同年8月は17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立期間のうち、昭和54年3月及び同年4月の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、申立人に係る昭和54年5月から同年8月までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、A社が適用事業所として記録されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から5年1月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、4年5月は17万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から同年6月1日まで
② 平成4年7月1日から5年1月1日まで

申立期間について、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額と「ねんきん定期便」に記載されている厚生年金保険料額が異なっているので、給料支払明細書に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額から、平成4年5月は17万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは30万円とすることが妥当である。

また、当該給料支払明細書によれば、平成4年4月については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額と同額となっていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が社会保険事務を委託していた社会保険労務士事務所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」によれば、事業主が申立期間の標準報酬月額を30万円から16万円に訂正する旨の届出を行ったことが確認できることから、事業主は、前述の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間は、勤務先の A 社（現在は、B 社）が C 社から独立した時期であるが、私は、両社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立期間に係る賃金台帳、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、C 社及び A 社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、C 社は、平成 9 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から独立したと申立人が述べている A 社は、同年 11 月 1 日に適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間は、両社が適用事業所となっていない期間である。

また、前述の賃金台帳によれば、申立期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

私が所持するA社発行の給与明細書によれば、入社月である平成 3 年 12 月及び退社月である 4 年 7 月の給与からそれぞれ厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、退社月である同年 7 月についても、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、厚生年金保険被保険者期間は月を単位とし、被保険者資格を取得した月から喪失した月の前月までとする旨規定されているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人は、平成 4 年 7 月 20 日にA社を離職したことが確認できることから、申立期間は厚生年金保険被保険者期間とはならない。

なお、申立人が所持するA社発行の給与明細書によれば、入社月である平成 3 年 12 月分及び退社月である 4 年 7 月分の給与からそれぞれ厚生年金保険料が控除されているものの、途中の同年 2 月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、同社における申立人の厚生年金保険被保険者月数（7 か月）と厚生年金保険料控除月数（7 か月）とは一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 63 年 3 月 31 日までA社（現在は、B社）に勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 63 年 3 月 31 日にA社を離職したことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時は、月末に退職した者については、退職日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け出ており、給与から退職月の厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と述べている。

また、オンライン記録によれば、複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、事業主が述べているとおり、申立人と同様、月末となっていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月 1 日から平成 3 年 8 月 1 日まで
② 平成 10 年 8 月 1 日から 13 年 10 月 23 日まで
③ 平成 13 年 11 月 8 日から 14 年 7 月 1 日まで
④ 平成 14 年 7 月 1 日から同年 9 月 26 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が 13 万 4,000 円及び 15 万円となっているが、25 万円以上の給料だったので、記録を訂正してほしい。

B 社に勤務していた期間のうち、申立期間②及び③の標準報酬月額が 24 万円及び 15 万円となっているが、約 30 万円の給料だったので、記録を訂正してほしい。

C 社（現在は、D 社）に勤務していた申立期間④の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、約 30 万円の給料だったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与支給総額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料として、申立期間の一部の期間のものとする給与明細書を提出し、申立期間のオンライン記録上の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低いと主張しているところ、当該給与明細書には、一枚を除き月の記載があるものの、年の記載は無い。

また、申立人の同僚から提出された給与明細書及び申立人から提出された前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から標準報酬月額を算定したところ、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月、62 年 7 月、63 年 7

月、平成元年7月、2年4月から3年2月までの期間、11年1月及び同年2月、同年8月、12年1月、同年2月及び13年4月については、その給与総支給額はオンライン記録上の標準報酬月額に比べ高額になっていることは確認できるものの、厚生年金保険料控除額については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できることから、事業主は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を従業員の給与から控除していたものと認められる。

さらに、申立期間のうち、前述の期間以外の期間については、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかにオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間④については、D社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」によれば、標準報酬月額は9万8,000円と決定されており、この記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。